

千葉県教員奨学金返還サポート補助金交付要綱

令和6年5月31日制定

(趣旨)

第1条 市長は、本市の未来を担う子どもの教育を支える優れた人材を確保するため、市立小学校等に教諭として採用された者の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、千葉県教員奨学金返還サポート補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市立小学校等 千葉県立小学校、中学校、中等教育学校、及び特別支援学校をいう。
- (2) 大学生 大学、短期大学に在学する学生をいう。
- (3) 既卒者 大学、短期大学を卒業した者をいう。
- (4) 大学生等 前2号のいずれかに該当する者、臨時的任用講師、会計年度任用職員及び社会人をいう。
- (5) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金をいう。
- (6) 交付対象候補者 次3条の要件を満たし、認定を受けた者をいう
- (7) 代理返還制度 日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた者に対して、企業又は地方公共団体が、返還額の一部又は全部を日本学生支援機構に直接送金することにより支援する制度をいう。

(交付対象候補者の認定要件)

第3条 本補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たすことについて、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 令和6年度時点で、高校3年生から大学4年生までの者で令和7年度から令和11年度新規採用者
- (2) 第8条第1項に規定する期間、市立小学校等に教諭として勤務することを希望する大学生等で、奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中の者
- (3) 大学、短期大学を卒業した者又は卒業予定の者
- (4) 第7条第1号の規定を満たす見込みである者

(交付対象候補者の認定)

第4条 前条の要件を満たす者で、交付対象候補者の認定を受けようとする者は、市長が別途指定する期間に、千葉県が運用するちば電子申請サービスによる千葉県教員不足解消に向けた奨学金返還緊急支援事業費補助金交付対象候補者認定申請又は交付対象候補者認定申請書（様式第1号）により市長に申請（以下「交付対象候補者認定申請」という。）しなければならない。ただし、申請については、原則として、千葉県が運用するちば電子申請サービスによるものとする。なお、令和6年度新規採用者については、交付対象候補者の認定を要しないものとする。

2 前項の交付対象候補者認定申請には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学金の借入を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、交付対象候補者の認定をしたときは、その旨を交付対象候補者認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付対象候補者の認定の変更等)

第5条 交付対象候補者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに変更承認

申請書（様式第3号）により申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容を証するために必要な書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、その旨を変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付対象候補者の認定の取り消し)

第6条 交付対象候補者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を認定辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 本補助金の交付を辞退しようとする場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- (4) 退学した場合
- (5) 採用選考を合格した後、直近の4月1日に市立小学校等に教諭として採用を希望しなかった場合
- (6) 奨学金返還を滞納した場合
- (7) その他法令に違反する等、市長が不適格と判断した場合

2 前項の認定辞退届には、認定通知書の写し（または変更承認通知書の写し）の書類を添付しなければならない。

ただし、令和6年度新規採用者については、認定通知書の写し（または変更承認通知書の写し）の書類を要しないものとする。

- 3 市長は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を認定取消通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、交付対象候補者としてあらかじめ認定を受けた者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付するものとする。ただし、令和6年度新規採用者については、交付対象候補者としての認定は要しないものとする。

- （1）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考（以下「採用選考」という。）に合格した大学生等で、小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教員採用候補者名簿に登載後、千葉市の教員として直近の4月1日に市立小学校等に教諭として採用された者
- （2）次条に規定する期間、市立小学校等に教諭として勤務する見込みの者
- （3）奨学金の返還債務を有している者

（補助対象期間）

第8条 補助対象期間は、原則、採用選考に合格し公立学校教員採用候補者名簿に登載された年度の翌年度から起算して11年度目までの期間のうち、市立小学校等に教諭として勤務した期間とする。

- 2 前項の期間の計算に当たっては、市立小学校等に勤務することとなった日の属する年度の翌年度から、勤務しなくなった年度の前年度までの期間の年数の通算によるものとする。
- 3 前項において、休職期間及び勤務成績が著しく不良であると認められる期間がある場合には、補助対象期間から除算するものとする。
- 4 産前産後休暇、病気休暇、介護休暇、育児休業、大学院就学休業期間（以下「休業期間」という。）中についても補助対象期間とする。ただし、復帰後、休業期間に係る部分に関し、同年数の勤務を必要とする。復帰後の勤務年数が休業期間未満の年数の場合は、既に交付されている本補助金について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の額）

第9条 本補助金の額は、交付対象候補者が大学、短期大学在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、奨学金の貸与を受けた期間で大学在学中の卒業前4年間、短期大学在学中の卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内とする。

- 2 1年あたりの本補助金の額は、前項の額を10で除した額とし、補助対象期間とならない年がある場合には、その年数に1年あたりの補助金の額を乗じた額を、本補助金の額の総額から除算するものとする。既卒者にあつては、既に返還している額は本補助金の額に含まない。

（交付申請の時期等）

第10条 本補助金の交付申請は、交付対象候補者の認定を受けた者が、第7条の規定に該当す

ることとなった日から、2か月以内に行うものとする。

2 前項の申請は、交付申請書（様式第7号）によるものとする。

3 交付申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、令和6年度新規採用者については、第3号の書類の提出は要しないものとする。

（1）連帯保証人の印鑑登録証

（2）奨学金の借入を証する書類

（3）第4条第3項の交付対象者認定通知書の写し（第5条第3項の変更承認通知書の写し）

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条の規定により本補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、交付申請を受けた日から原則として30日以内に、交付すべき年間補助額、交付対象期間を確定し、交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第12条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書（様式第9号）により申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

（1）奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

（2）連帯保証人の印鑑登録証

3 市長は、前項の規定による申請について変更の承認をしたときは、その旨を変更交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（代理返還制度による支払い）

第13条 次に掲げる要件を満たす場合には、予算の範囲内で、勤務状況に応じて、代理返還制度による支払いにより交付する。

（1）市立小学校等に教諭として勤務していること。

（2）代理返還制度による支払いの時点において市立小学校等に教諭として勤務していること。

2 前項の規定による代理返還制度による支払い金額は、第9条第2項に規定する1年あたりの本補助金の額以内とする。

（交付決定の取り消し）

第14条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）離職した場合

(2) 免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けた場合

(3) 奨学金返還を免除された場合

(4) 本補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合

(5) その他法令に違反する等、市長が不適格と判断した場合

2 前項の規定により交付決定を取り消す場合は、市立小学校等に教諭として勤務した期間が1年に満たない場合は1年未満の勤務期間を切り捨てた年単位の期間を除いた期間について交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。